



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2024 年 1 月 24 日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

自家用有償運送見直しへ 対価目安タクシーの「8割」許可又は登録不要の運送も改正 保険料等も受取可能に

自家用有償運送、ならびに道路運送法上の許可又は登録を要しない運送（いわゆる「無償」）の制度が変わろうとしています。昨年末に政府が公表した「デジタル行政改革 中間とりまとめ」によると、今年6月までに順次法改正が行われる予定となっています。

まだ詳細不明な部分もありますが、現時点で明らかになっている主な改正内容は次のとおりです。

（1）道路運送法第78条3号に基づく制度の新設（タクシーの不足する地域、次期、時間帯のみ限定的に行われるライドシェア制度の創設）

（2）運送対価の目安をタクシー運賃の約8割まで引き上げる

（3）株式会社の参画を可能にする（運送主体からの受託として）

（4）「無償」で利用者から収受できる実費についてガソリン代のほかに保険料・車両借料等を追加する

（5）「無償」の金銭収受について、アプリを通じた受領が可能であることを明確化

（6）宿泊施設や幼稚園などが附随事業として行う送迎について、運送の有無によって利

用料が変わらない場合、実費の受領を容認

上記のうち、（2）・（3）はライドシェア制度創設に関連した改変とみられ、（4）、（5）は「無償」拡大による移動資源の確保というねらいが見えます。（6）は現在完全無料で運行している宿泊施設・幼稚園等が今後有料化したとしても、「無償」の範疇であれば道路運送法上の許可・登録は不要というものです。国土交通省自動車局はこの改正の意図を、収受する金額や運行範囲等が「無償」に該当することを明確化できることを前提に、金銭の受領を行う・行わないは各運行主体の判断に委ねる旨であると説明しています。

【参考】

デジタル行政改革 中間とりまとめ：

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/chukan_honbun.pdf

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の一部改正について（概要）：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000266120>

《トピックス》

バリアフリー化実績集計結果を発表
UDタクシーは全タクシーの19.2%

国土交通省は公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化の実績について、

2023年3月末日時点の集計結果を発表しました（移動等円滑化取組報告書又は移動等円滑化実績等報告書）。発表によると、ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）を含む福祉タクシーは昨年より2千689台増加し、全国に4万5千311台となりました。その一方で、この福祉タクシーには地域偏在という課題があります。例えばUDタクシーは全国に3万3千272台あり、国内タクシーの19.2%を占めますが、その多くは東京などの大都市圏に集中しています。

国土交通省では、2025年度末までに各都道府県のタクシーの25%をUDタクシーとすることを国のバリアフリー整備目標としていますが、現在達成基準にあるのは東京都（57.5%）、鳥取県（34.3%）、愛知県（24.9%）、千葉県（22.0%）のみで、半数以上の地域がまだ10%に到達していません。なかには徳島県（1%）のように、ほとんどUDタクシーの存在しない地域もあります。地域間格差の是正を含め今後さらなるバリアフリー化の進展が望まれます。

【参考】

移動等円滑化取組報告書又は移動等円滑化実績等報告書の集計結果概要：

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001713406.pdf>

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてのお願い

通院送迎事業所の皆さまにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただき、ありがとうございます。

本年も引き続き提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、お手元に未提出の報告書がございます場合は、急ぎ全腎協事務局までご提出ください。

■運転ボランティア講習会助成金について

本年度分の運転ボランティア講習会費用助成金を申請予定の団体は、年度末を避け早めに申請をしてください。

2023年度に受講した運転ボランティア講習会費用への助成申請は、3月末日をもって終了となります。期日を過ぎますと助成金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。書類に不備がある場合、再提出をお願いするなどし、受理日が遅くなることがあります。そのため、全腎協事務局では申請をお早めに行っていただくことをおすすめしております。また、申請時には領収書（原本）、会場までの交通経路と費用がわかる書類、受講が確認できる書類など必要な文書が全てそろっているか、今一度のご確認をお願いいたします。

■運転中に大地震に遭遇したときについて

運転中に大地震が発生したときの正しい退避行動について確認しておきましょう。

地震が起きていると感じたら、ハンドルをしっかり握り、ハザードランプを点け、減速して道路の左端に寄って停車します。車を置いて避難する場合は、エンジンを切り、キーは車内に残してドアロックをせずに車から離れます。これは、緊急車両通行の際に車両移動の必要が生じる可能性があるためです。くわしくは警察庁、消防庁のサイトをご覧ください。

【リンク】

警察庁 大地震が発生したときに運転者がとるべき措置：

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seibi2/saigaiji/daizisinnunntensya.html>

消防庁 防災マニュアル（運転中の場合）：

https://www.fdma.go.jp/relocation/bo-usai_manual/occ/occurrence310.html